

第1節 調査の概要

1. 竜山石について

竜山石は、古墳時代から現代にいたるまで採石され続けている石切場である。古墳時代に、石棺が生産され、西日本各地に広く流通し、各地有力者の古墳に埋葬されてきた。中世には石塔・石仏などの石造物が、播磨地方を中心に流通した。近世には、主に建築材として、地元だけでなく兵庫や大坂に流通していたことが、古文書や製品の分布から判明している。

古代から近世まで、高砂市域を超える、竜山石の流通の実態は、これまで詳細は明らかでなかった。

本節では、明治から昭和初期にかけて、竜山石の間屋をしていた旧家所蔵の文献を解読し、当時の流通の実態の一端を明らかにするものである。

2. 調査の方法

今回、調査を担当したのは、高砂古文書の会である。平成2年から活動を展開している市民団体で、古文書の解読の基礎や、地元に残る古文書を解読している。

調査の方法は、高砂市が保管する古文書のうち、近代竜山石に関連する文献を抽出した。製品を扱う石問屋の資料で、流通や販売について、当日の生々しいほどの、実態を表した記録となっている。

これらの記録を、資料の記載内容を確認しながら、分類体系をあらかじめ作成した。その体系に応じて、資料を分類した。その結果は表7-1のとおりである。

3. 資料の概要

資料からは、石材の値段や良し悪しなど販売に関わることで、石切場から船に積んで大阪・兵庫へ運ぶ流通に係わる詳細状況や組織などが記されている。

なかでも特筆すべきは、膨大なはがきと手紙の内容である。高砂市曾根町にあった会社と、兵庫・大阪・名古屋などにあった支店と

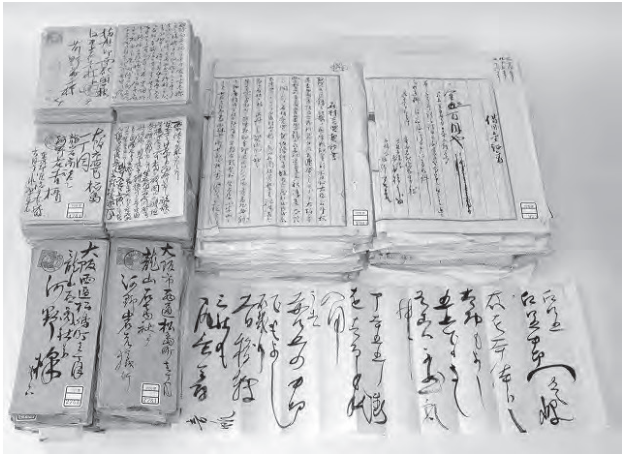


図 7-1 河野家文書

の連絡を記録したものである。

採石者・船頭・購買者とのやり取りはもちろん、経営の盛衰や世情、日常生活にまつわることも記載されている。当時は、電話が通じておらず、一部電報をのぞいて、はがき・手紙で連絡していたため、記録として残されたことになる。

4. 河野家と竜山石問屋

(1) 河野家文書

高砂市所蔵の河野家文書(図7-1)は、曾根の河野家が所有していた寛政9年(1797)から昭和33年(1958)にかけての6215件に及びその内石材関係は4,228件である。河野家は、福本藩と幕府領の入組支配にあった曾根村の庄屋を世襲制でつとめ、曾根村の南に広がる塩田を主に経営していた。河野岩吉(1858-1930)は、近世以来の塩田経営の他に、さまざまな事業を展開した人物で、竜山石の販売には明治19年(1886)から携わっている。

(2) 石問屋の経営

河野岩吉は、石切丁場を所有することではなく、石を生産者から仲買し供給地へ販売する石問屋を経営した。一手に龍山石の販売を行い、阿弥陀村・中筋村・島村など人々とともに会社を設立したが、表2のとおり、社名は転々とした。

(3) 龍山石商社

明治35年(1902)に龍山石商社が設立された。同年に大阪市西区松島町1丁目55番に支店を置いた。生産と販売は河野氏が実権を握っている。伊保港の伊保崎村事務所から、大阪・兵庫へ向けて出荷し、京都・名古屋へも製品は流通している。取り扱い製品は、土台石である延石で、近代工場や民家礎石として使用された。明治39年(1906)頃に揖保郡嘴崎村で産出されていた嘴崎石の採掘にも関わっている。

大正期になると、御影石の需要の高まりやコンクリート

大分類	小分類	点数
生産	石切場	267
	作業	1
	労使関係	49
	会社	1,265
	協同組合	122
	運送路	2
	加工	19
	小計	1,725
流通	船便	610
	搬入先	180
	陸便	18
	小計	808
販売	用途	10
	値段	88
	製品	142
	経路	10
	組織	71
	出納	428
	営業	827
	小計	1,576
その他	訴訟	102
	寄付	2
	小計	104
未記入		15
合計		4,228

表 7-1 河野家文書の分類と資料点数

の台頭、延石から板石へ製品が変化するなどで次第に衰微する。大正3年(1914)まで続いた。

明治維新	(官有地)
明治12年	(海老山が採掘開始)
明治20年	龍山築石会社
明治24年	龍山石会社
明治25年	(中山西山が採掘開始)
明治26年	龍山石株式会社
明治27年	(春日山一部が採掘開始)
明治28年	龍山石合資会社
明治30年	龍山石材株式会社
明治33年	払い下げ
明治34年	個人 龍山物産株式会社
明治35年	龍山石商社
明治38年	(南池山が採掘開始)
明治43年	(春日山全体が採掘開始)
明治44年	(加茂山が採掘開始)
大正2年	龍山石材同業組合

表 7-2 石問屋変遷と石山採掘時期

		明治25	明治35	大正元
土台石	生産数(間)	138,497	118,800	203,960
	金額(円)	12,081	15,548	39,426
割 石	生産数(個)	32,058	106,000	337,960
	金額(円)	1,234	3,701	17,395

表 7-3 竜山石生産額

山 名	帳場数	従業者	採 掘 高			金 額(円)	
			延(間)	割(個)	才物	延	割
龍 山	35	65	60,000	26,000	-	8,100	910
生石子山	16	50	42,000	-	-	5,460	-
伊保山	49	80	86,400	42,000	-	12,900	1,470
中筋山	26	30	36,000	20,000	-	5,000	700
南池山	7	20	6,000	5,500	-	780	193
地藏山	4	12	14,400	-	4,320	2,016	-
魚橋山	15	25	72,000	12,600	-	3,780	441
鰻の山	8	16	17,280	9,600	-	2,419	336
計	160	298	334,080	115,700	4320	40,455	4050

表 7-4 大正4年山別生産状況

(5) 龍山石材同業組合

大正2年(1912)に、伊保・米田・西神吉・阿弥陀の石材製造業者を集め、龍山石材同業組合が設立された。石材の粗製濫造を防ぎ、取り引きの安定と利益の保護を図った。大正5年(1916)頃の組合定款には、品質検査を必ず行うこと、石材種類の呼び名の統一、検査賞の押捺などを定めている(第5表)。

(6) その後の概況

第1次世界大戦などの影響やセメントによる代替品の出現などにより、当初 700～800 人いた組合員は、大正4年(1915)には100人あまりに減少した。昭和13年(1938)の阪神大水害や軍需工場建設にともない、間知石と呼ばれる割石の需要は一時的に高まった。

第2次大戦後、昭和25年(1950)に施行された建築基準法施行令第42条「土台は、基礎に緊結しなければならない」ことにより、竜山石製の延石を基礎とし柱を置いただけの建築ができなくなり、延石はほとんど生産されなくなる。

昭和30年代後半から40年代にかけて、高度経済成長期の大規模な住宅地開発にともない造成工事がさかんとなり、石積み用の間知石(割り石)が爆発的に生産され、丘陵地のニュータウン開発の斜面地の法面・擁壁に使用された。

昭和39年(1964)に宝殿石材事業協同組合が設立され、竜山石が「宝殿石」と呼ばれるようになった。火薬による採石が竜山周辺で行われ、現在のように、山の形が大きく変容されるまでにいたった。昭和40年代以降は、施工が容易なコンクリートブロックやコンクリート擁壁が台頭し、安いコストで入手できる外国産石材の輸入により、昭和50年代以降暫時竜山石の生産量は減少していった。

第2節 近代竜山石の生産と流通

1. 生産について

(1) 龍山石材同業組合

竜山連山で採石業に従事する人達の組合、「龍山石材同業組合」は大正2年(1913)に創立した。その創立総会の案内書・組合発起趣意書並び同意書と組合定款(河—1284、1398)が保存されている。

案内書には、大正2年2月7日午前9時、伊保尋常高等小学校舎で開催され、出席案内の差し出し人は発起人の松井定次郎外6名の連名で、趣意書の概略は次のように記されている。

- ①組合ノ地区 米田村、伊保村、阿弥陀村、西神吉村
- ②営業ノ種類 石材製造業
- ③組合員タルベキ者ノ数 213名
- ④組合ノ目的 粗岩濫売ノ弊ヲ矯正シ販路ノ拡張ヲ図ル
- ⑤組合ノ業務 製品ノ検査ヲナシ及之ニ付随スル業務
- ⑥組合ノ経費概算など

当組合の定款には、前記要項に加えて 第2章第5条の目的に、「本組合ハ組合員一致共同シテ営業上ノ弊害ヲ矯正シ改良・進歩ヲ謀ルヲ以テ目的トス」とあり、続いて第6条には「前条ノ目的ヲ達スル為、本組合ノ行フベキ業務の概目」として次の8項目が記されている。

- ① 生産品ノ種類・寸法ノ統一ヲ期スルコト
- ② 取引方法ヲ改善シ営業ノ安固ヲ謀ルコト
- ③ 粗製濫売ヲ防ク為メ生産検査ヲ行フコト
- ④ 営業上ニ関スル各種ノ調査研究ヲ為スコト
- ⑤ 販路拡張ノ方法ヲ謀ルコト
- ⑥ 従業者ノ保護・取締ヲ為スコト
- ⑦ 業務ニ関スル諸般ノ紛議ヲ仲裁又ハ調停スルコト
- ⑧ 其他斯業ノ改善発達ニ資スベキ必要ノ事項

さらに各条項には細則が定められているが、特に製品規格・合格基準と製品検査・合格証の発行など品質管理に関することを詳細に定めている。このことから龍山石材同業組合では品質の統一と徹底に重点を置き、製品検査を行っ

て粗悪品や乱売を防ごうとする姿勢がうかがわれる。

（２）山方とのやりとり

明治 43 年(1910) 3 月 16 日、龍山石材問屋は山方の石工組合から不景気のため値下げしていた石材の値段を元値に戻す時期がきているとの申し入れを受けた。文書には、

「今般頼ミ入レタキ儀御聞入レ相成度候、兼テ御承知ノ通り一昨年三月頃ヨリ石材人気悪シク相成候為メ、其節大阪ヨリ石材問屋参リ種々話合イノ上、三ヶ村長及ビ尚郡長代理其場へ御出ニ相成話シ有之、各石共モ一間ニ付三銭下ゲト定マリ、其節ハ各山石工ニ於テハ誠ニツラキ事ト思ヒ石工ヨリ話シ合ヒ候へバ郡長代理及ビ各村長殿ノ申サレルニハ、少シ好人気ニ相向へバ元値ニ戻スコトト固ク申サレ候故承知仕リ候ガ、目下大阪ノ模様ニ依レバ最早元値ニ戻ス時期ハ遅クレテ居ルトモ早キ事ニハ無之様ニ候へバ何卒右御聞入レ相成度候

尚、為念申入候各石代値段

白四五 壺間ニ付 三銭上ゲ（但シ以上ハ其割合ニ値上ゲ）

青四五 壺間ニ付 五銭上ゲ（右同ジ）

龍山石材問屋

河野様、中村様、山本様、上嶋様 藤原様 入江様、原様、垣内様

龍山石工組合

伊保崎山、全新山、塩市山、生石子山、嶋村山、地藏山、魚橋上の山、狐塚山、蝦の山、南池山、中筋山、荒山」

とある。（河—2475）

この記述から、竜山連山には 12 の山方の石工達と 8 軒の石材問屋はそれぞれの組合に所属し、価格協議の場においては印南郡長代理と村長が同席、行政側も竜山石を郡の重要物産として重要視していたことが見て取れる。また、各石一律に 3 銭値下げし、白石は元値に戻すもの、青石については元値以上の 5 銭値上げを要求していることから、青石の商品価値の高さがうかがえる。

関連文書（河—1176）によると、値上げは 2 ヶ月後に実行され、龍山石問屋組合では 5 月 10 日付で値上げ分の定価表を発行している。「今般山方値上ゲニ付キ、5 月 10 日ヨリ右定価ヲ以テ実行仕候間、不相変御愛顧願上度此段御通知申上也 右改定候也」と記載。

元船の分 1 間についての定価を列記。尚、濱上げの分はこれに 2 銭づつ加算、「但シ、上等品及注文品は値増シノ事」の追記もある。

赤四五	34 銭	白五六	39 銭
虎四五	35 銭	青五六	49 銭
白四五	36 銭	青本五六	85 銭
青四五	44 銭	白五寸角中口	62 銭

青本四五 65 銭

上記から色調や規格による価格差を見ることができる。

（３）採掘石材運搬道路確保

山方で切り出した石は、斜面を滑り下ろし、林道や里道を経由して所定の集石場へ搬出する。その際、道筋の道路を所轄する村に対して、道路地の借用や通行許可を得る必要がある。

明治 30 年（1897）、中筋村惣代の片島紀八郎から伊保崎村惣代の小暮安八に差し出した『伊保崎村林道借用願』（小—100）によると、

「当村共有字高坪山ニ於テ、採掘石材運搬不便ニ付、貴村所属字中山官林内從來ノ山道ヲ取広メ、運搬為致度ニ付、今般官林内拝借地出願致度候処、右ニ関シ為念、貴村ニ於テ支障の有無承知致度候間、何分の御回報有之度、此段及御照会候也」

とある。中筋村では伊保崎村の山道を拡張し、高坪山からの搬出不便を解消したいと願い出たもので、関連文書（小—100）によると、これを受けた伊保崎村では、

「・・・別紙の通中筋村片島紀八郎氏より照会越候付、取調候処本村ニ於テハ、敢テ差支の廉無之様被存候ニ付、廻答致候テ宜敷候哉、別紙拝借地略図相添候、此段及御相談候也」

と関係者 8 名に地図を添えて照会文を回覧し概ねの賛成を得ている。

山道拡張の理由については、石下ろし機器や車力、馬力などの荷車の移り変わりが考えられるが詳らかでない。

（４）労働力移動と技術の伝播

最盛期の竜山には 700～800 人の採石従事者がおり、豊富な労働力と歴史ある採石技術は、地元の竜山連山ばかりでなく各地へ伝播したといわれている。

河—1592（明治 37 年）に家嶋諸島の男鹿山へ竜山石工を派遣する様子を見ることができる。紙面には

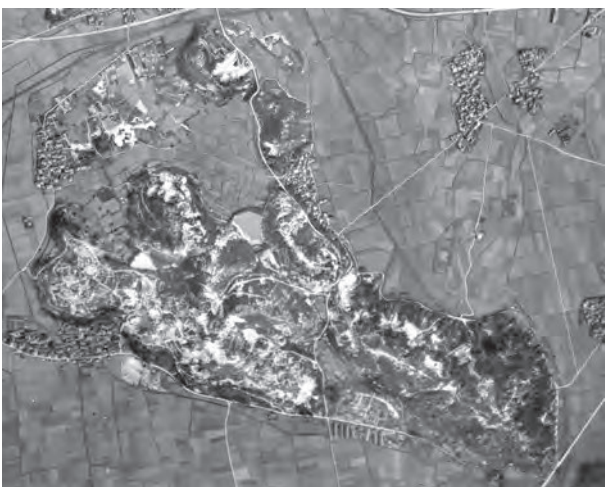


図 7-2 竜山石切場航空写真(昭和 22 年撮影)

「龍山石工ヲ以テ男鹿山ノ割石事業の便儀ヲ乞ニ付テ、石工ノ賃金ハ日給ナルヤ、壹個何程ナルヤ、割出壺坪賃金トシテ受ケルヤ、石工ノ住所ハ如何ナルヤ、石工ノ日用品ハ如何シテ供給ナシ被下ヤ、石工ノ賃金ハ何計、何某ヨリ支払フ受ケルヤ」

と記され、竜山石工の派遣に際し、石工の賃金の支払い、居住場所、日用品の供給などについて問い合わせたものである。

聞き取りによると、男鹿島の採石事業は明治時代になってから本格化し、石質は花崗岩で、主な用途は護岸・埋め立てなど。凝灰岩の竜山と石質は異なるが山方での採石方法には大きな違いはない。近隣の採石場と交流、採石技術伝播と労働力の移動のひとつまを見ることができる。

（５）火薬譲り受け伝票

山方では山塊（岩盤）から石材の分離作業をすることを「オオワリ」という。竜山連山の採石場では大正期にこの作業の大きな転換期を迎えた。それまでのオオヤやゲンノウを使った手作業から黒色鉱山火薬の導入で一気に作業効率は上昇した。文書群から「火薬譲り受け伝票」（河－5419）が見つかった。

伝票によると大正6年（1917）11月1日、河野岩吉（代理者立岩重吉）は松本利兵衛宛てに鉱山用火薬百匁の授受に付いて消費は丁場とし、「拙者名義火薬譲受許可証及本券持参人へ御譲渡相成度候也」との依頼伝票を発行。河野岩吉名義の許可証に添えて松本氏のもとへ火薬の譲り受けに持参した。実際には11月15日に渡されている。この時期の火薬に関する詳細は明らかでないが、物が物だけに、厳しい取り扱いの一面をうかがうことができる。

2. 製品について

（１）東京博覧会に出品

船津家文書の中から竜山石が明治23年（1890）、東京で開かれた「第3回内国勸業博覧会」に出品する様子を見ることができる。

この博覧会は内務卿大久保利通が積極的な近代化政策をすすめる、勸業政策の一環として博覧会を提唱し、明治10年（1878）に第1回を開催。第3回は明治23年に東京上野公園で4ヶ月間開催された。

これに先立つ前年の『博覧会出品願』（船－236）によると、明治22年6月14日付、出品者の中筋村船津吉太郎は兵庫県知事内海忠勝宛に「第三回内国勸業博覧会へ、前記の部別紙目録の通、出品仕度此段奉願候也」と博覧会への出品を願い出た。

別紙の目録を見ると、銘柄の色調から青石、白石、赤石の3種類に分類、いずれも長さ1尺、堅5寸、厚4寸の容積で1個ずつ、売価は青石が最も高く、白石と赤石は同価格で青石が高級品として紹介している。出展品の製造人に

ついては、青石は生石村野々村口八郎、白石は中筋村山本清七、赤石は塩市村大谷万平の名が記されていて、良質な製品を産出する当時の山方をうかがうことができる。

この博覧会は産業や技芸の発展に主眼がおかれ、珍しいだけのものや古いだけのものは排除された。後々に価値が出るもの、継続的に商売になるもの、技を極めたものを出品するよう要求され、純粋な産業振興を目的としたものであった。

出品のお礼として、主催者側の大日本農会幹事長の宮島信吉から船津吉太郎宛てに、明治23年12月29日付で、『建築石寄附の謝状』（船－235 図7-3）が贈られている。

会場での様子は詳らかでないが、千数百年の歴史を有し全国に名高い竜山石の展示に多くの人が目を留める様子が想像できる。当時「印南郡の重要物産」と位置付けていた竜山石にとって、政府の一代イベントの大博覧会への出品は大きな弾みとなったといえる。

（２）製品規格

竜山石の製品の種類は、色調から赤、青、白、虎の4種類、のべ石の規格で長さは6尺を基本とし、本、並、端物、中折などがある。

例えば、青本四五（しご）は、青色ののべ石で長さ6尺×厚さ4寸×幅5寸の寸法を正確に仕上げたもの、並とは若干の長短ができてしまったものをいい、端物には長さを表示、鼻折れは3尺未満のものを指した。中切は2面以上表面の凹凸を平滑に仕上げたもの、タタキはたたき仕上げたものである。

形状からは才物、割石、板石、井筒石などがある。

これらを組み合わせた銘柄名と定価表を適時得意先の石問屋に配布して受注出荷の便宜に供した。明治40年3月27日改の製品規格と価格表（河－1155）は図7-4に示す。

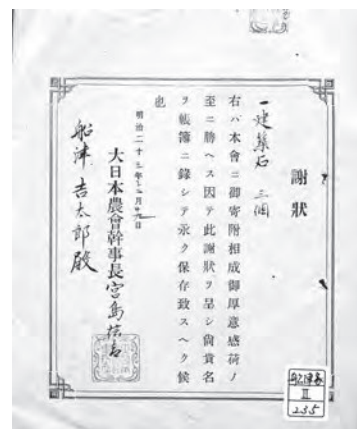


図 7-3 博覧会出品の感謝状

送れの指示（河－4562）を出している。

「何分青が入用、仮令中筋ノ青デモ送レ、青ハ今日大阪ノ大必要物デアル、青船ヲ仕立テテモヨイ、少ナクトモ青ヲ送レ、急々、店にて河野」

と景気良い文字が紙面に躍っている。大阪での大必要の背景や理由は解からないが、これを受けた地元の伊保港で、法被姿の男たちが「急げ急げ」の掛け声と共に、忙しく船に積み込む光景を想像することができる。

（6）人気の青石が出てきた

山方では山塊から採石を進める過程において、異なった石質の岩盤層が表面に出てくる。河－2818 から人気の青石が出てきた時の様子を見てみよう。

大正2年1月12日、青石が出てきたとの知らせを受けた大阪の西川節治は空かさず曾根の河野岩吉に手紙を出す、「拝啓、今日のはがきニ依レバ青が現れタトノ事、此青ヲ取レバ宜敷シテ荒石デ御送り被下候」と。つまり、出てきた青石は上等品だ、失敗のないように上手に取って荒石のままでいいから早く送ってくださいとの内容である。

青石層の規模はわからないが、竜山石の斜陽化のなか、青石ならまだ何とか商売にという時期に、青石が現れて一番喜んだのは営業現場の西川節治だったかも知れない。

（7）人気の山方

製品ばかりでなく、山方にも人気者が存在したようで、文書を通じて人気の山方を訪ねてみよう。

河－3199 には、青石のなかでも西権（生石の西村権平の丁場か？）の青石が好評の旨が記されている。紙面には

「毎ドの事なれ共、此節ハ不人気ニ付青が売れ不申候処、青の^(値)直ガ下り居不申候故、ア売り捌方ニハ大いニ困り候テ押売スル様ニ相成候故、青の積込ヲ成丈ケ少ナクシテ被下候、西権の青ナラ御送り被下候」

とある。

つまり最近是不人気で商品が捌かれず、人気の青石まで売れ行きが悪い。他の商品への影響を考えると、値下げする訳にもいかず困っている。青石の送り込みはなるべく控えてほしい。但し、西権の丁場からの青石なら売れるので送ってくださいとのことである。人気の秘密は分らないが、目玉商品の青石も売れなくなった状況下で、西権の青石の孤軍奮闘する様子が読み取れる

もうひとつは生石の伊藤卯で、この山方からの石が一番人気良かったようである。河－1919（明治38年）によると、

「…生石子の伊藤卯の石が一番受けが宜敷故、松田ヨリ3銭高カイテモ不足ハ少ナイ、成丈ケ伊藤の石及び□の青ヲ送ル様頼ミ^(ます)升…」

とあり、差し出し人や宛名は記されていないが筆跡から見て大阪の西川から曾根の河野氏宛てのものと考える。大阪

では伊藤卯の石が一番人気で、ライバル業者より高値でも苦情なく売れる程の受けの良さと見てとれる。これらがこの頃の竜山石の売れ筋の山方だったことが推測できる。

3. 流通について

（1）山方から消費地まで

山方が採り出した竜山石は、法華山谷川の河口にある伊保港回漕部へ浜出しされ、龍山石商社に所属する船に積み込まれて主に阪神方面へ運ばれた。

明治中期の龍山石商社は神戸と大阪に支店を持ち、後に名古屋にも支店を置いて販路拡大を計った。

地元では入江辰次が責任者として扇の要の役割を担い、それぞれの支店には地元から責任者が派遣され、曾根村の本社や当地の石屋組合などと連携を取りながら営業活動を行なった。（図7-4）近隣に捌くことを「地廻り」といい、大阪など阪神方面へ搬出することを「上行（かみいき）」といった。

支店の3社については次に列記する。

兵庫運河主張所	兵庫芦原通2丁目38
	責任者 東山権平
大坂店	大阪市西区松島町1丁目55
	責任者 西川節治

河－1520 の宛先には、「八千崎橋西詰北の辻」と追記されている。現地での聞き取りによると、松島町1丁目は現在の大阪市西区千代崎1丁目にあたり、木津川に架かる橋で八千崎橋はない。商社が所在したとされる場所は千代崎橋西詰交差点の北の地域ではとのことであった。（図7-5）

さらに、大阪店の南方に位置する三軒家と泉尾に主張所を置いた。三軒家店の所在地は大阪市西区三軒家上の町173 ハゼ橋東ツメ市場筋入ル（河－2834）で、現地での聞き取りによれば、現在の大阪市大正区三軒家西2丁目の三軒家中央商店街と交差するハゼ通りのことで、100年以上も前から商店が立ち並び、市場筋と呼んで賑わっていたという。西川氏はこの界限でメリヤス・雑貨商も併業していた。

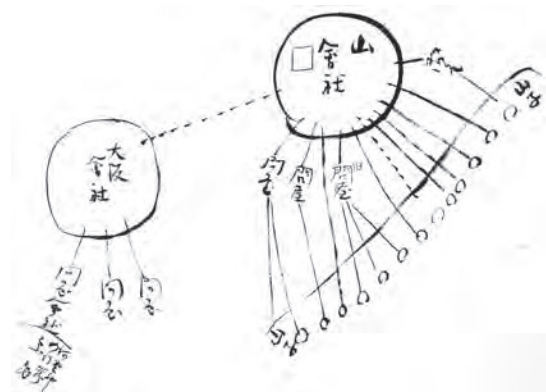


図7-5 組織図（河—1356）

一方、泉尾店の所在地は、大阪市西区泉尾町 82 番地（現・大阪市大正区泉尾）、後年この店が中心になる。

大正 2 年に西川節治は退いて赤穂捨松が入る。

名古屋出張所 名古屋西洲崎町 45 番地

責任者 垣内宗六

（2）運送船積み直し

明治 37 年、龍山石商社伊保港回漕部の積み込み事務所で、各山からの石材を円滑に消費地へ供給するため運送船に積み込む際の『運送船規則』（河一1080）を定めた。

運送船は龍山石商社に登録、積み込みの実務のこと、違反船の処遇、不服の際の申し出などを取り決めた。

原資料は案文で、条文は 11 項目からなる。校正部分、順序などを整理して次に紹介する。

「第壹条 各山より龍山石商社へ回漕スル石材ハ、龍山石商社付属運送船ヲ以テ運送スルモノトシ、其他ノ船舶ヲ以テ運送セズ

第貳条 龍山石商社ノ付属運送船タルモノハ、同商社積込事務所へ申出、運送船名簿ニ登録ヲ受クベシ

第三条 運送船ガ他業ニ従事セントスル時ハ積込事務所ノ承認ヲ受クベシ、若シ其承認ナクシテ荷明出帆後二ヶ月間引続運送ヲ為サザルトキハ運送船ノ名簿登録ハ之ヲ取消ス

第四条 運送船ハ常々龍山石材ノ世価一増進販路拡張ニ努メ、龍山石材業ノ盛大ニ赴クコトニ尽力スルコトヲ要ス、又、運送船ハ龍山一般ノ平和ニ心掛け、苟モ不和ヲ生ズルガ如キ言動アルベカラズ

第五条 石材運送ノ賃金額ハ積込事務所ニ揭示シテ之ヲ定ム

第六条 運送船ガ石材ヲ積込ニハ、積込事務所ノ発シタル指図証ニ記載セラレタル山ノ石材ヲ積込ベシ

第七条 運送船ガ指図証ヲ受ケ積込ヲ怠リ二日間（雨天ヲ除ク）積込為サザル時ハ、既ニ受ケタル指図証ハ其効力ヲ失フモノトス、故ニ其差図証ハ速ニ積込事務所へ返納スベシ

第八条 運送船ガ積込ヲ了リタル時ハ送状ヲ積込事務所へ持参シ、送状送付先ノ指定書ヲ受ケ 且其指図証ヲ返納スベシ

第九条 運送船ガ此規則ニ反シタル所為アル時ハ、龍山

石商社ハ、名簿ヲ取消、又ハ、三ヶ月以内ノ停業ヲ命スルコトヲ得、而シテ所犯輕キモノハ壹円以内ノ過怠金ヲ課スルコトアルベシ

第十条 積込事務所員ガ本規則ニヨリ取扱ヒタル事務ニシテ不都合ノ所為アルトキハ、其不服ナル運搬船ハ龍山石商社へ申出、之カ処分ヲ求ムルコトヲ得、此場合ニ於テハ、龍山石商社ハ之ガ当否ヲ判定スベシ、時宜ニヨリ処置ヲ取消、又ハ、事務所員ヲシテ損害ヲ弁償セシムルコトアルベシ

十一条 本規則ニ定メタル以外ノ運送事務ニ付テハ総テ従事習慣ニヨル

（3）雨で濱出し変更

大正 3 年（1914）、島村の東村常七から河野（龍山石商社）への葉書（河一4975）に「…白四五、雨降りの為道路悪シク濱出しニ困難致候故、此度ハ下濱ニテ間合せ候間、不悪御承諾被下度…」とある。

島村の山から白の四五を河口へ濱出しをしようとしたが、雨で道路事情が悪く指定の場所まで運搬が困難の為、此度は指定外の下濱に荷を降ろしたので承諾してほしいとの願い状である。「濱出し」とは山で切り出した石を車力・馬力などによって通称「濱」といわれる河口の集石場へ運ぶことをいう。それぞれの山方には所定の石置き場が定められていて、運び込んだ石は一旦そこに置いて運搬船への積み込みに備えることを義務づけられていたが、時にはこのようなイレギュラーもあったようだ。

（4）名古屋新販路拡大

名古屋地方で販路開発に取り組む垣内宗六から、曾根村の河野岩吉に宛てた営業報告の文書が保存されていた。

これまで、竜山石の名古屋でのことは明解ではなかったが、これらの文書によって近現代の名古屋地方における竜山石の近現代史のひとこまが明らかになる。

明治 31 年（1898）から垣内宗六は名古屋市梅園町 15 戸の横山藤四郎方に寄宿し、名古屋地方での新販路の拡大活動にあたった。



図 7-6 大阪店跡付近の現況



図 7-7 明治末期の伊保港

名古屋からの往信の文書ばかりで一方通行的ではあるが、文書によれば、名古屋地方での竜山石は人気があり、地元の石材業者も協力的で大きなトラブルもなく、草創期においては順調であったことが読み取れる。

次に資料毎に内容概略を列記する。(解説文は別途 125～127 ページに記載)

○河－4033 鈴木利吉氏（名古屋市久屋町3）の斡旋で石材場を洲崎橋東詰南入に借り受け。(図7-8)

○河－1456 営業資金の送金依頼、現地の販売価格の指示依頼、年末年始の歳暮・販売広告の相談など。

○河－1460 掛け取りは概ね順調の状況報告。

○河－1462 市役所土木課を訪問、石材業者の会合の席上で竜山石を紹介などの営業報告。

○河－1467 横山籐四郎氏（名古屋市梅園町）と開店準備の打ち合わせの報告と送石依頼など。

○河－1468 一番船を伊藤氏の浜へ水揚げ、青石が引き合いになり品不足、至急後船にて送石依頼。

○河－1470 赤石取り合いにて大至急送石依頼、各店回りの販売価格の打ち合わせなど。

○河－1469 納品行き違い発生、事情説明と対応策についてなど。

（５）荷揚げ船の報告

明治36年4月、大阪の西川節治から曾根の河野岩吉に次の様な書簡（河－1535）が届いた。紙面には

「只今関西会社の西原来り、此頃神戸大野濱の岡崎へ大久丸ト申船が竜山石ヲ積来り居候、右ハ商社ヨリ積送りニ相成候モノカ、^(云何成ル＝いかなる)云成ル都合ニ候哉、約定が違イ候、付テハ商社ヨリ違約金を受ケ取ルトシテモ、以後ハ云成都合ニ御座候哉ト申サレ候故、当店ニテハ相分ラズ候故、播州の方へ至急取調べ返事スル事ニいたし置候故至急御返事被下度」

と記されている。

関西会社の西原氏から、神戸の大野濱で竜山石を積んだ違約船が入港、違約金と今後の取り扱いについて問い合わせを受けた西川節治は地元での事情調査と対応策の指示を

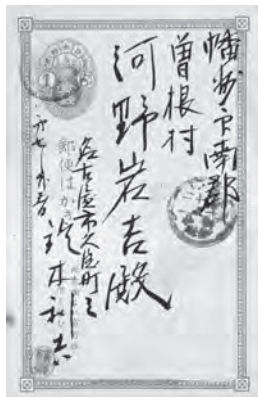


図7-8 名古屋販路拡大の文書

仰いだ。こうしたいきさつが前述3－2の『運送船規則』制定につながったとも考えられる。

（６）気になるライバル石の行き先

ライバル石材を積んだ辰蔵船に納品先をきいてみたら次のような返事が返ってきたという（河－3271）。

「反対石の住栄丸辰蔵分行先ヲ辰蔵ニ尋候共、辰蔵ハ行先ハ^{〇〇〇}ミツニシテ送り状ハ^(封)対印付故、行先ハ分ラズト申居候、又、辰蔵ヨリ^{〇〇〇}天口ニ尋候処、石芳トカナントカ申居候トノ事ナリ」

同業者の動きは気になるものであるが、尋ねてみてははっきり教えてくれないのも実情である。

（７）ヲサ石が入港

明治38年10月5日、播州のヲサ石を積んだ船が店の濱へ入船、藤原の濱へ荷揚げした。ライバル石の入船の事情を尋ねてみた。河－1822には、

「本日ヲサ石船が一ぱい店の濱へ着いたし候故、八木へ来テ居候ト思イ候処が、藤原の濱へ揚居候故藤原ニ尋ね候処、藤原ハ八木ヨリ分テモロータカ何トカ、例のグニヤ／＼咄し故、八木の老人ニ尋ね候処が、アレハ藤原へ来テ居り升、当店ハ知ヌと申居候…」

とある。

藤原は八木に分けてもらったと云い、八木は知らないと云う。はっきりしないグニヤグニヤ咄しに業を煮やした西川節治は播州弁まじりで曾根の河野岩吉に状況報告。この文書には外の業者の動きも加えて記されており、ライバルの動きには目を離されない状況が読み取れる。

また、八木と藤原との関係がよく分からないが、河－1842には、「八木へヲサ石が入船アリ、昨日岡揚げいたし候処が、藤原親子がそれを見て、我花ヲ人ニ折ラレタル様の模様ニテ誠ニラクタンして居候」とある。

前述文書（河－1822）との関係の有無は分からないが、これらの文書からヲサ石の入港は竜山石関係者に揺さぶりとなっている様子が伝わってくる。

（８）注文品が1本もない

文書群のなかには送石や船便の行き違いに関する文書が数多く見られるが、著しい流通トラブルの一例を次に紹介する。

河－3034 は大阪店の西川節治から地元の入江に送られたもので、

「昨日六ぱい入船いたし候、内ニ注文品は一本も無之候、石の行きにくい所へ不向の品ヲ沢山積込候テ注文品ヲ^(後)跡廻しトナルニ困り升、山方へ御注意被下候」

とある。不景気で石が不捌きの時期に、銘柄間違いで納品遅れの謝りと六艘分もの山積みものの在庫品を抱えることになった大阪店の苦労は如何ばかりか。

(9) 艀船が沈没

明治 38 年、繋いでいた艀船が沈没、積んでいた石は川中へ沈んでしまった。大阪からの状況報告の手紙（河－1875）には、

「一昨日（一日）有宝丸船の石ヲ艀ニはいへ取り、店先の濱ニツナギ居候処、昨朝四時半頃右艀の内壳ぱいシヅミ候、早々石ハ上ゲ（艀ニ有分）、川中ニアル残り分今朝不残上ゲ候、右有宝丸船の分ヲ、アラ注文受居候ニ付、中切ヲ積合、石幸へ送り候処、此様の青ハ白ニシテモイラヌト断ラレ候…」

とあり、続きには断られた石を値引きしながら外の石問屋に捌いている様子が記されている。艀は平底の小さな荷船のことで、川中の石も含めて、意外と速やかな引き上げ作業に感心させられる。

同じ明治 38 年の河－1870 では、川沈みによる岡揚げ石材の数量不足について取り扱いの指示を仰いでいる。

「有宝丸船の川しづみ石ヲ今日整理致し候処、送り状ヨリ惣計デ、八本八間半不足ト相成り居候、川中ニハ折モ少々残り居ル模様ナリ、右八間半ハ云何致し候哉、…」とあり、前述の河－1875 との関連が考えられるが詳らかでない。

(10) 水害で宇治川筋不通、運賃 3 倍

宇治川とは神戸市中央区を流れる川で、明治 36 年 7 月、堤防決壊、死者 4 人・流失家屋 27 戸の水害発生。これに関連して 8 月 18 日、この川筋へ陸路送石を依頼した関西花崗岩合資会社（神戸市芦原通り 2 丁目）から河野岩吉へ次の手紙（河－1551）が届いた。紙面には、

「…先達テ御地ヨリ久徳丸延石積込、当地平野伊三郎ナルモノへ水揚致スニ付、弊社ノ仲仕橋本組へ運搬方依頼致候所、御存シノ通り先月来ノ水害ニテ宇治川筋馬車通過出来不申、他ノ送路ヨリ迂回致ス時ハ運賃三倍以上掛ルニ付、船主へモ幾分ヲ出サシム様…」

とある。

阪神淡路大震災の交通事情を思い出させるような物流アクシデントで、宇治川筋だけでなく各所で道路の不通が考えられ、迂回路の状況は分からないが、運賃は三倍になる。原因は天災の為、荷主側にも費用負担をと要求している。

龍山石商社は自社で現地（神戸）の陸路輸送手段を所有しておらず、岡揚げされた石の陸路輸送は業者に依頼していた。それも竜山石のライバルとされている花崗岩関係の会社の業者（この場合は橋本組）であり、意外と両者の壁は低かったと見てとれる。

因みに、大阪店の社用便箋（河－1493）にも取り扱い品のひとつに「諸国花岡石材」（花崗岩カ）が印刷してある。

(11) 急ぎは汽車便

輸送手段のほとんどは船便で、明治時代後期から汽車便

が使われるようになってくる。

汽車便に関する文書では、兵庫の東村権平が曾根の河野岩吉に「大至急」と表書きした葉書（河－4904・大正 2 年）がある。

「…白五五中切、五尺以上物汽車積にて貨車^{（考カ）} 車大至急明石駅まで御送付被下度、請負人は明石警察署前にて太田政吉様に御座候而、汽車積込次第に当方へご一報被下度候」とある。

外に、河野氏が鹿間為吉に「大阪へ大至急汽車で送るよう」指示した書付（河－2160・明治 39 年）がある。

船便では、「…西風と小汐の為、未タ出帆致し兼居候」と天候に左右される様子を記した文書（河－3666）もある。

風足悪く途中の明石港に風待ち入港した天神丸半次郎からの手紙（河－4677・明治 42 年）には、「明石にいる、西風の為川口あさく相成、出航できかね…」と記述。

これらの文書を読み合わせると、船便に比べ、天候に係なく、輸送時間も短く、安定して輸送できる汽車便が急ぎの手段として台頭していることがわかる。

因みに、播州からの出荷地は、汽車は曾根駅と宝殿駅、船便は伊保港と曾根港が基準で、「播州龍山石材販売業組合規約の第 40・41 条」によると、ここで積み込んだ石材の間数によって組合経費を計算し賦課した。

4. 販売について

(1) 播州竜山石材販売業組合規約

竜山石の販売する人達で組織する組合の「播州竜山石材販売業組合規約」は明治 44 年 12 月 26 日、兵庫県知事服部一三から印南郡河野岩吉外 15 名に認可された。

冒頭の総則は次の通りで、概ねの趣旨を紹介する。

「第一章 総 則

第一条 本組合ハ播州竜山石材販売業組合ト称ス

第二条 本組合ノ事務所ハ兵庫県印南郡伊保村ノ内、伊保崎村ニ設置ス

第三条 本組合ハ兵庫県明治 17 年甲第 109 号布達同業組合準則ニ基キ設置スルモノニシテ、組合地区内ニ於テ産出スル竜山石材ヲ摂津、丹波、丹後、紀伊、和泉ノ各国以東へ輸送シテ販売スル者ヲ以テ組織ス

第四条 本組合ノ地区ハ兵庫県印南郡米田村、伊保村、阿弥陀村、曾根村、西神吉村、及加古郡荒井村ノ六ケ村トス

第五条 本組合ハ組合員共同一致シテ営業上の弊害ヲ矯正シ、信用ヲ保持シ、利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第六条 本組合ハ石材ノ良否ヲ検査シ竜山石材販売地ニ於ケル需要ノ状況ヲ調査シ、適当ナル輸送ヲ為シ、供給方ノ弊害ニ陥ルコトヲ予防シ、以テ適当ノ市価ヲ

維持セシメ、因テ本業ノ永続ヲ謀ルニアリ」

第三条の記述から竜山石の販路は播磨地方から東へ求めていたことがわかる。(第2章以下に組合員・役員・会計のことなどを制定している)

竜山石業界のセクション毎の取り決めについては、山方採石では「龍山石同業組合規則」、伊保港回漕部では「運送船規則」、販売業者では「播州龍山石材販売業規則」である。

これらの規則を見てきたが、それぞれの立場や事情は異なっても円滑な運営と繁栄を目指した姿勢に変わりはない。

(2) 大口商談

大正3年(1914)、年の瀬も迫った12月30日、大坂の西川節治から河野岩吉のもとに一通の朗報が届いた。

葉書(河-5080)には

「拝啓、石奈良の話ニ、五五中切が八百間程入用口か有之候、下石使用ナレ、其請負金が安く故竜山が特別安く出来ル様ナレバ竜山にスルガ、何程デ出来ルトノ事故、山方へ掛合テ返事スルト申候、代金ハ品着済ノ上支払フトノ事、ソコデ検査ヲ受ル故石ノ裏ノソデ及取レの落ちの無之物トノ事

右ハ如何ニ候哉、小生が思フニハ旧正月が目ノ前ニ有之候テ当時ハ不捌故、五五、八百間捌くトスレバ都合宜敷ト思候、御考ヘノ上御返事被下候、都合ニテ下播致し升、又、金モ堅シ考ヘ物、成丈ケ安く付様見積被下候」と書いて送ってきた。

大坂の石問屋の石奈良から特別安く出来るなら竜山石八百間の大口注文の話がきている。山方と掛け合って如何ほどに出来るのか。発注者は金も堅い、不景気の当節のうえ正月も近い、話は悪くないので成るだけ安価の見積りを出してほしいとのことである。

先方の情報収集も怠らなかったようで、年明けの大正4年1月9日、西川節治からの葉書(河-5112)に、石奈良では竜山石に決めかねているとして、「…石奈良ハ直段ヲ何程トモ不申候得共、石ナラ先方の模様ハ右中切ヲ三十六銭位イの思ヒラシイ、右直で出来候哉…」との情報が届く。

数日後の1月17日、西川節治からの葉書(河-5110)には、

「拝啓、昨日申上候石ナラ行五五中切、不取敢、二三百間程送りくれとの事、其内百間程先ニ入用、後ハ一棟上ゲテハ又跡へ係ル都合故、一時ニハ皆入ヌナレ共、御地ノ石ノ都合デ早く納メ置ハ早く金ニ成ル故、当方の都合宜敷候故、左様御承知被下度候…」

とある。

この数日間の詳しい状況はわからないが納品にまでこぎつけたようで、取り敢えず二・三百間送石を、その内の百間を先に納品、後は棟上げ毎の都合で一度には要らないことから一棟づつ棟上げし、数棟を建築する大規模な請

負工事と考えられる。都合が付き次第早く送石してくれば早く金になる、当方にとっても好都合と商魂逞しい一面ものぞかせている。

具体的な消費先までは分からないが、不景気風の吹くなかで、竜山石にとっては大口商談を得て喜ばしく、幸先の良い年のはじめとなったといえる。

(3) 折れ石の値段交渉

積み込まれた石が搬送中や荷揚げ中に何らかの事情で折れることもある。折れ石の処理について大阪から曾根へ相談している。

文書(河-1860・明治38年)をみると、「折石の値段ヲ川徳へ掛け合ひ候処、先方ハ当地着間十五銭ヨリ買ヘストノ事、石ハ割ばなしでナク、当地来り居、石カ折レ石也、右次第故取り調べの上御返事被下候」とある。

川徳は不良品の折れ石は当地着(運賃含むか?)で一間に付き15銭以上では買えないと云い、竜山石商社は当地(川徳の荷揚げ?)で折れたと主張したいところ。癪痕の所在関係が分からないので播州での積み込み時の状況を調査依頼している。折れ石処理の値段交渉の一端をうかがうことができる。

5. 衰退期について

竜山石は明治政府が推し進める近代工場建設政策の波に乗って活況を呈した時期があったが、明治時代後期からはセメントなどの新用材や花崗岩との競合に押され、だんだんと斜陽化していった。

紙面から竜山石が後退していく様子を断片的ではあるがみることができるのでそのいくつかを紹介する。

(1) 大坂大火と花崗岩競合

大坂北区を襲った未曾有の大火は明治42年7月31日に発生、火の手は強風にあおられて丸一昼夜燃え続けたという。焼失家屋1万戸を超え、俗に「天満焼け」といわれている。

早速、知人の古丸を見舞うため火災現場近くへ赴いた河野岩吉は、8月2日付け曾根の河野寛通への書簡(河-2267)に、北浜銀行は柱だけ残り、知人は本宅・新建共に全焼、人々の避難する様子や一面焼け野原となった現地の様子を生々しく認めて報告、末尾に

「…サア是カラ石材ガ大入用デアル、本日実地焼跡を見ルニ、大なる花崗石も亀裂分裂、一も用ヲナスモノナシ、此式万戸計リ改築ニ要スル石材ハ意想外大数ヲ要すベシ、長ラク沈衰シタル石業も是より大活躍を始ムベシ」と活性化を目指す言葉で結んでいる。以後、被災地の復興工事とともに、竜山石は花崗岩との販売競争を展開していった。

大火跡の復興建設工事もほぼ終わった2年後の明治44年6月24日付、大坂龍山石問屋組合代表者の石渡仁二と藤原

真蔵と連名で河野岩吉に竜山石値下げを求める書簡（河－2521）が届いてきた。書面には

「…当組合竜山石材今日迄從來ノ値段ニテ買受ケ販売致シ居候処、当地大火跡も建設済、又、町放れモ略建チ尽され今迄ノ様ニシ／＼動キ不申、且ツ一般人気悪敷、殊ニ建築ハ此節一層不況ニ向イ石材ノ売レ足鈍ク、然ルニ五寸角ハ花崗石（下石）ノ方多ニ安価ニ販売被致候為、竜山ハ花崗石ニ押され鈍キ売レ足ヲヨリ鈍カシメ、当組合モ大ニ困リ居候、此際御互ニ手ヲ引合イ時機ノ変遷ニ応ジ、活動致す事得策と存じ候、此儘ニテハ追々龍山ノ販路ヲ縮小致シ大阪ノ問屋モ商法成リ立チ不申候間、断然左ノ通り値下ゲ被下度候、

五五角 一間ニ付五錢

白四五・青四五 一間ニ付参錢

右ノ値下ゲヲ七月五日着船ノ分より実行仕候間、左様御承知被下度候、御回答被下度候也」

と記されている。

つまり、大坂石材組合では復興事業が一段落し今後の需要は減少、不景気のうえに花崗岩との価格競争に押される竜山石業界の窮状を訴え、「…断然値下げを」と強硬に求めている。業界の活性化を目指した竜山石は、結果的にライバルの花崗岩に水を開けられ、大阪市場では一步後退を余儀なくされた。

（２）コンクリに押される

大正３年（1914）、大坂の西川節治は曾根村の河野岩吉宛ての葉書（河－4981）に「拝啓、岡庭へ行き候処、コンクリするニ付竜山石ハいらぬとの事、…」と書いて送った。

コンクリートは石材に換わって新しい土木建築用材として使われる様になり、セメントに砂と砂利などの骨材と水を混ぜてこねるという利便性から広く普及していった。

竜山石は山方での採石、運搬、加工などで不利な条件をもつため新用材の台頭に押されて後退を余儀なくされた。

更に後年には、建築基準法の改正で延べ石の上に柱を建てる工法から基礎部分との一体化が求められ、法律によっても後退に拍車をかけられることになる。

（３）従業員洋服職人に転職

大正３年、大坂の西川節治は曾根村の河野岩吉宛てに次のような葉書（河－2953）を送った。紙面には

「…此度ハ金寄悪シキ付、送金延引相成候、青島モ陥落致し候故当地モ少し人氣が直ルト思ヒ居候得共、当方石屋ハ竜山石の売ハ皆無ト皆々申居候、困り物、重久ハ洋服屋へ行事ニ致し、今話中、但シ３年の年期兵隊迄ナリ、第一ミシン仕事スル事ナリ」

と記している。

つまり、集金状況が悪く送金が遅れたこと、大阪の石屋間で竜山石の売れ行きは皆無との噂で困っていること、従

業員の重久を洋服屋へ転職させてミシン仕事に専念することの相談など竜山石が不人気の状況説明で、とりわけ従業員

（４）経営改革案具申

北原哲郎は会社経営について、改革案があるので河野岩吉に面会の機会を得たいと手紙（河－1493）を送った。

紙面には「・・・前日来毎度申上る義に候へ共、当会社現在の遣り方ニテハ到底好結果を得ざるのみならず、取締上大ニ寒心すべき事体も有之、到底根本的改革を行い候事緊急を要し可申、其れニ付、改革之愚案相建居候ニ、一応御意見も承り度拝眉の機会を待ち居申候、・・・」とある。文面からは北原哲郎の立場や改革案の内容は分からないが、危機感を感じて意見を具申した人もいたことがわかる。

６．その他

文書群は業務文書の性格が強いため、人々の動向が分かるようなものは少ないが、その内で生活や世情の一端が覗けるものをいくつか紹介する。

（１）大食の店員

大正元年 11 月 22 日、大阪店に種一という大食漢の店員が入店、その扱いに困った店長の西川節治は曾根の河野岩吉に相談した。

どんな事情か葉書（河－4884）をみると、

「(尚書) 三度の飯時ニハ先ニ三人、小生、久一、種一、跡ニテ女連中食シいたし居候次第

拝啓、只今木沢氏ヨリはがき来たり、河野種一ハ今日口店スルトノ事、付テハ食物が少ナイテ困ル故沢山食シてくれとの事、

当方は三度の飯時ニハ飯櫃ヲ任し勝手ニ食次第ニ食シテ居ル、此上ハ何共致サヌ、当店ハ食物ヲヲシムト思ヒ居ル、又、世見^{セケン}への聞成モ悪ク外の事ハ違イ大いに困り升、何トカ^(方法)法 全ハ在リマセヌカ、

小生考ヘルニハ一日何錢ト食料ヲ定メテ毎日渡し、^(勝手力)勝^(方法)ニめしやナリ、其何レニテモ食事ニいたしテハ、如何御考へ被下候、当方モ聞捨ニハ出来ヌ、御返事被下候、」

とある。

大阪店では店員の食事はお替わり自由、先に男性が、後で女性が食べることとなっている。大食の種一に勝手次第に食べられては外の店員の分に影響、特に後の女連中が足らなくなる。この店は食物を惜しむと云われたくもない。

悩んだ西川氏は彼に食事代を定額支給、オーバーした分は個人負担で、好きなだけ食べるように、と外食の方法を考えた。食べ盛りの新入店員にまつわる大阪店の社員給食事情のひとつである。

（２）年末年始

大阪の西川節治から地元の入江に年末年始についての手

紙（河－1925・明治38年）が届いた。

「…仲仕へハッピー（印半天）ヲ年々出して居り升すが、
本年も年末ニハ出サヌ訳ニモ行カズト思ヒ…昨年ハ半天
ヲ二十枚注文致し…外に祝儀五円（昨年通り）…早々ニ
お極め被下候」

と記されている。年末には得意先の石問屋へ法被（印半纏）が配られ、年明けには酒肴料の祝儀が出された。店員や仲仕らが「龍山石商社」と染め抜いた新しい法被を着て、新年の挨拶を交わす清々しい初出の光景が想像できる。

（3）ラッパ付きの自転車で

河－4931（大正2年）に泉尾店の自転車のラッパの修理についての記述があり、竜山石商社では当時としては先進のラッパ付き自転車に乗って得意先廻りをしていたと考えられる。

（4）地域の付き合い

その土地で商売や事業をするうえでは、地域との付き合いも大切である。

大阪の西川からの手紙に、町内から3人の出征兵士があり、町内有志者による送別会（松島ヒヨタン亭で来会者30名）の案内があった。「…断ル訳ニモ行ズ故…」と出席する旨の連絡文書（河－3536）と、区役所より奉天陥落の戦勝祝式典の寄附依頼についての相談の文書（河－1750・明治38年）がある。

第3節 おわりに

河野家文書6215点の内、3分の2以上が石材関係であった。限られた期間のため資料の全てに目を通せたわけではない。資料も断片的なため、一連的にまとめてではなく、文書から読みとれる竜山石のひとこまづつについて報告した。

この中で、古代から現代まで、延々と高砂市の地場産業として、地域経済を支えてきた竜山石の採石業で、近代の実態の一端を明らかにすることができた。

今回の調査で特筆すべきは、名古屋方面で新販路拡大の際の現地営業報告の書簡が8点保存されていてこと。これ迄は名古屋での状況は明らかではなかったが、これらの文書を解読することにより名古屋での竜山石の様子を知ることが出来たことは大きい。

明治時代後期から価格競争や新用材に押され斜陽化していくなかで人々は手をこまねいて見ていたわけでない。

経営方針意見具申、値段交渉、商談の作戦、原価削減、新用途、など検討を重ね知恵を出し合った。結果的には後退するかたちになったが、この時期、竜山石の活路を求めて脳髓をしばった人達がいたことを播州弁まじりの紙面が臨場感を以って語っていた。

今回はほんのわずかを紹介しただけであるが、これらの

文書群は実に情報が豊かであり、今後解読を進めると様々な角度から竜山石の歴史を究明できる貴重な資料であることを力説しておきたい。

解読作業にあたっては高砂古文書の会の御協力を得た。諸氏に紙面を借りて深謝したい。

○河野家文書1456（手紙）

（宛名） 兵庫県播磨国印南郡曾根 河野岩吉 親展
（差出人） 名古屋西州崎（現在の須崎）町四十五番
竜山石材株式会社 名古屋出張所

廿七日夜

（消印） 播磨・曾根 三十一年十二月二十七日

拝啓、陳者過日来名致し各店ヲ相廻り候処、大不況にて甚ダ困難、最モ新正月の事ニ候間、石材ハ随分入用ト申居り候へ共、何分○^{（金の意味か）}印も差支居り候間、先節期中ハ休業同様ニ御座候、最モ年内ノ余日モ無之候間、来春早々ヨリ売出し度ト存候、さりトテ各店ヲ廻ル事日々相廻り居り、先初春の順備^{（備）}致し居り、就テハ今度モ島石及び板石等ニ艘水揚ヲ為し、運賃支払等ニモ甚だ困難致し居り候次第ニ御座候、定メし本社ニテモ少々ノ金モ持帰ルトノ御見込ニ御座候へ共、実ハ二・三日前ニ、二艘トモ水上落ノ事故、該石ノ代価ハ未ダ何来タルモ無之候間、亘敷右の始末 入江様モ御申し被下度、何ニ分ニモ少々資本金トシテ有之候へバ甚ダ六ツケ數今日頃 □ 野石ヲ買フニモ至極安価にて引き候ヲ買入候間、何ニシテモ名古や出張所にハ少々資金ノ御見込被下度、唯今の処ニテハ前書の通り石材水揚げ済、売込ニ遠キテハ大いニ差支、且、金庫欠乏にてハ商売上甚ダ困難ニ御座候間、此義御承知被下たき何ニ分右の通り不悪御報告ニ及候也、
（反力）
今節期ニハ手掛け五 □ 各石店へ摺物ヲ相附、明日中ニ相クハリ度、最モ前ノ明 □ 館の八名ハ七・八錢の風呂敷ヲ差出ス目的ニ御座候間、此義モ御報告ニ及候也
三伸

新年早々石材販売の広告を致し度間、御多忙中ト存候へ共彼ノ下書キヲ御作り送り付ケ被下度、重々御依頼ニ及候也

河野殿

垣内宗六

○河野家文書1460（手紙）

（宛名） 播磨国印南郡曾根村 河野岩吉殿
（差出人） 名古屋市梅園町十五戸 垣内宗六

十二月一日

拝啓、去ル二十九日、彼ノ三好氏同道にて午後四時に着三十日各店ヲ相廻り懸取りの目的を相達候、至ル処一般不人氣にて目下各職工モ甚だ困難の由、尚又、工事等は一切無之候事、最も当地には（シモガレ）は意外の事タル由依テ職工の困難一方ならぬ、然ルニ今回ノ懸金の処ハ稍々亘敷、最も不在の内ハ集金無之候へ共、各店御在家ニハ集金の困難ハ先松田氏、次ニ伊東長吉氏、此レヲハ就中懸金の遅クナル事ト存候、他店ニハあまり断ル処モ無之候也、尚又、本日ハ一日の事故懸取りトシテハ出テズ候へ共、午前中ハ三好氏同道にて新兵入営ノ処ヲ見イ、午後ヨリ濱地の借受の申しニ付キ候間、明日ハ早々ヨリ懸金集金残リヲ相イ集メ度ト存居り候
二伸
三好氏の諸入費ハ当人の支払ニ致し居り候也
余ハ後トヨリ 早々頓首

河野殿

垣内宗六

○河野家文書1462（手紙）

（宛名） 播磨国印南郡曾根村 河野岩吉殿 親展
（差出人） 名古屋谷屋方 垣内宗六

八月八日

拝啓、汽車中ハ御無事御帰国被遊候哉、御伺申上候報告

一、本日午前第八時二十分、見本携帯市役処へ参り直ニ土木係ニ面会ヲナシ種々示談の上、定価表ヲ差出し候ヤトノ事ニテ、結果甚ダ亘敷近々差シ出ヘク候事申上退所致し候、頭取伊東長吉氏ヲ御伺ヒ市役処の事モ一寸申上置キ候へバ、明日集会後ノ事ト相定候、又、当人の御談しニハ今回ノ鳥居ハ新販路広告及拡張之為是非送石の事申され候処此分御返事ニ及、鬼赤の儀モ申上候へバ、位置の定リ次第送石の事、種々御示談ニ及、是ニヨリ加藤栄四郎、岩田勘七、森清七、柳田文吉、中尾孫右衛門、橋本角蔵、星野為次郎、各御店ヲ伺候へバ、中ニモ不在者有之候へ共、御面会の一・二人ニ彼ノ定価表の請求モ有之候へ共、何ニ分明日の会席ニテ御相談ヲ申度申上置キ、結果稍々亘敷候へ共、中ニモ森清七様ハ時節柄ニテ石材ハ不売の申しニ候へ共何ニ分明日の会堂の否やヲ決ス
先ハ本日之報告

河野岩吉殿

垣内宗六

○河野家文書1467 (二通在中)

(宛名) 播磨国印南郡曾根 河野岩吉様
(差出人) 名古屋梅園町十五戸 横山方にて
垣内宗六 廿十日
(消印) 播磨・曾根 四十二年十月二十一日

A1467 (手紙)

拝啓、昨日御報告申上候通り、本日ヨリ横山氏宅エ参り一時起居致し度ト存居候間、本人の御申し越しニハ、石材開店と相成候へバ、是非使用ハ被下候ト存居レトモ、□□の考ヒニハ、開店ニ相成り 愚妻ノ内業ニサアトヲ売リタキ目的ニ候へ共、先開店迄テガ甚ダ困難の至り候故、トニカク、貴殿に御タスケヲ願上ラズ候間、何二分宜敷トノ事ニ候間、我々の思イニハ目下利益ヲ得ニアラズ候間、如何トモ御返事不致ス、何二分御貴殿ノ御示令ニ御随ヒ申事故夫ノ辺ハ河野様へ御相談ヲ懸ケタキト御返言申しタレトモ、何二分□□ガ宅ヲ出カケテ下拙カト言フテ同行スルコト何シラノ事ハ、御相談ト申サレ候間(後欠)

B1467 (手紙)

(前欠) 候間、如何ト考ヒ居り候間、宜敷御示令 □^(下カ)し被下度候、尚又、後舟御積入レ被下候哉 未ダ御積込無之候へバ、早々御積入レ被下度、荷物着致し候へバ如何タリトモ法々^(方法)も設安キ候へ共、何二分産 □^(科カ)の無之ニハ甚ダ困難ヲ生し候間、何□□す事モ早ク御出荷被下度、此段訳テ御依頼申上置キ候也
追伸

コチベイノ産物細評書ノ写シヲ一通御送り被下様願上候也

垣内宗六

河野殿

○河野家文書1468 (手紙)

(宛名) 播磨国印南郡曾 河野岩吉殿 親展
(差出人) 名古屋 堀内宗六
(消印) 尾張・名古屋 三十二年十月

拝啓、本日午前、列ノ一番舟才数百六〇余ヲ伊東氏ノ濱エ水揚致シ、午後ヨリ伊東氏エ参り御店ニテハ如何カナル者ヲ御取り被下候哉ト尋ね候へバ、此レバカシノ者ナレバ一家ニテ宜敷候へ共一同の注文の事故、先各店エ御廻リ有ルカ本意トノ事ニ付、萬々他ニ取る人無キ時ニハ拙店にて申受ルトノコトニ候間、先森清ニ参り水揚致したルコトニ付御覽ヲ願上度ト申タレバ、此ノ石材種類書キハ拙店ノ当リ分カトノ間ニ依り候間、右の次第第一番舟タルコトヲ申タレバ、先伊東氏ノ濱ナレバ伊東様ニ好キ丈御取り上、拙店ニテ引受ル故、ソレトモ伊東様ガ半タトノ事ニ候へバ、ソレデモヨシト星野、松田モ青ノ引合ニ相成候間、小生の思イニハ、岩田ハ元ヨリの事故当人ト伊東トニ相談ヲサソフカトモ思ヲテモ考ヒ居り、何二分石材ノ少数ニテ甚ダ困難致シ候間、後舟の二百才余来ラバ宜敷カラントモ思イ、各店ニハ当石ヲ如何ナスヤフ皆々注目ノ色ナリ
就テハ、一時後舟の着スル迄ハ横山氏ノ家ニテ同居致ス事ニ相定め、□^(且カ)明も当旅舎にて甚だ商法に付き不都合の事、及入費の入ルニ依り明間ヲ尋ねル間、濱エモ一寸便利好き候間、一時如斯ニ行ヒ度候間、此後御用の節ハ
梅園町一五戸横山藤四郎へ宛、親展ニテ御通知被下度候也、右の次第、今回石材少数の為、非常ナル不都合ヲ相極メ候間、何卒第二号の積込ニ御順次ヲ一日モ早ク御尽力被下度
呉々モ御依頼申上也
追伸

近々の中ニ伊勢ノ桑名エモ見本石ヲ送り度心組ニ御座候也

島村ノ山方へモ水揚済ノ事、及石材の少数にて困難ナルコト申置キ候也

河野岩吉様

垣内宗六

○河野家文書4033 (はがき)

(宛名) 播州印南郡曾根村 河野岩吉様
(差出人) 名古屋市久屋町三
鈴木利吉 ㊤ 第七月式拾五日

拝啓、陳者、過日垣内宗六氏御出名の節、談合仕置候通り当地川岸地ハ借り入候間、御承知被下度候

場所ハ洲崎橋東詰南入ル所ニして石材場トしては非常によろしく所ニ在之、尤も、三七・八坪ヨリ無之候へとも発見仕候間、直チニ借受ケ候次第ニて、此ノ辺ノ川岸地ハ川通りニても式・三ヶ所トハ無之所ニ御座候、何分川通りは、望人斗りの所ニ付き、耳入ト同時ニ約定致置候間、御報知申上げ候

尚ホ、何日頃ニ御出出名ニ相成哉、御伺申上度、過日も御照会申上候所、何等御廻答無之所、面談ヲ要し度候
(末尾横書き部)
御返事奉待居候

○河野家文書1469 (手紙)

(宛名) 播磨国印南郡曾根 河野岩吉殿 親展
(差出人) 名古屋谷尾にて 垣内宗六
十七日 午後五時発

(尚書き)

横山氏ノ目的ハ、サトヲ妻君ノ内業トシ、石材ノヒ
ノキフタイノ出来ル迄ハ運動ニ事依セルトノ事ノ御
心ナリ

拝啓、陳者、昨日四時二十分着名致し、直ニ横山氏ヲ尋
ね候へバ、当人ハ小生の来ルヲ待チニ待チ、五・六日前伊
勢ノ桑野へ参り居リタル由、夫レヨリ夜中なから伊東様エ
参り彼ノ鳥居ノ一件ヲ談スル、松田氏の遅キ為、森清ニ勝
利ヲ得タルトノ由、又、竜山石ノ入用モ徳川様ノ方への分
ハ横山氏ノ御返事の遅キ為、此レモ他エ取レタル始末ニテ
随分貴社ヲ親シタル為の不都合ト大いニ御立腹の色ナリ、
最モ報知ノ直段ナレバ切り賃の違ヒニヨリ充分行ヒ安キ事
候トテ、ヒザヲタイテ喜ヒナガラ入札ノ日ヲ遅レタル次
第にて、如何セントノ事ト種々様々ノ御申しヲ為し帰舎し、
本朝横山の行先ヲ尋ね桑名エ電報ヲ発し、午後四時半頃ニ
御会談し、再々桑名エ参ラレ小生ニハ船頭ニ会ヲテ懇談の
上、明日石材ヲ伊東氏ノ濱エ水揚致し候都合ニ候間、何レ
モ石材配置被下処ハ後便ニ申上、先ハ十七日中の様子御報
告ニ及候也

河野岩吉様

垣内宗六

他エハ水揚済次第報告ニ及ブ心算ナリ、夫ノ内御会人重役
タル御方にて宜敷御伝言被下度候也

石材積ノ舟ハ昨日堀り川エのりタル事にて、□□モ遅キニ

アラズ

○河野家文書1470 (手紙)

(宛名) 播磨国印南郡曾根 河野岩吉殿 親展
(差出人) 愛知県名古屋市梅園町十五戸
横山藤四郎方にて 垣内宗六
(消印) 尾張・名古屋 三十二年十月二十二日

拝啓、水揚済ノ分ハ伊東、岩田、森清、松田の四店エ売
込み、後ト舟の今日明日中ニ着スル分ハ、星野、橋本、中
尾、加藤の四店へ売り込みの都合ニ致し居り候へ共、何ニ
分石材ノ少数にて甚ダ各店エ不都合極リナシ、

然ルニ夫ノ内赤ノ才石ハ非常ニ好みテ多キ、先才の直
段三十五銭位ニテ引取り合ニ相成り候故、小生ニハ一時店
先キノ置物石ニ使イ御売り不申モクルシカラズトモ候へ共、
尅個丈ニテモ送り付クレトノ事ニテ甚ダ喜ヒ居リ赤才物ハ
取りガチャ々々、□説前書ニモ申上候通り白ノ四・五・四・
六、一店ニテモ百間二百間宛ニ入用有之候間、大至急御送
石被下度、

且又直段モ目下□野石ノ売込、壹才ニ付二十五銭、飛込
の分ハ二十二銭位ニテ御座候内、夫ノ内訳は運賃十三銭、
山切才直七銭、山税一銭、合計二十一銭ニテ着名の事ヲ聞
知仕り候、又 竜山石ニハ壹才二十三銭トノ事ニ候へ共、
先ヅ二十四銭ニテ売込致し度候間、青ハ二十七・八銭位ニ
テ候間、白ハ確ナル処ナレ共青ノ部ハ此辺の処位ナリ、

今分ノ人氣ハ少々不人氣ニ候へ共、今少々スレバ充分ナ
ル見込モ有之、実ニ今回の如キ石材の取り合トテハ大いニ
見込有之候間、左様御承知被下度、何ニ分後舟の一時モ早

ク御送り付けアランコトヲ伏テ御依頼ニ及候也、

大坂ヨリ鳥居一件御伺ニ預り候へ共、該件ハ森清ノ請負
ト相成り、今ノ処ニテハアレガ為各店ニ意ヲ悪敷キし、星
野ノ如キ非常ニ立腹の色アリ、今回モ大いニ害ヲ成シタル
様ニモ思イ候へ共、此義ハ御貴殿の御内心ニテ東村エハ御
余言無之様□□ニならテハ甚ダ夫レガ為因心ヲ致し居候間、
先御貴殿迄御報告ニ及、何レ後日御面談ニ申述候也、

何ニ分ニモ積込の早キ処御願上候、早々頓首
目下横山氏宅ニ同居致し居り

河野岩吉様

垣内宗六